

## 公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 76 号  
最近改正 令和元年 12 月 18 日 規程第 30 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）の教職員等の発明等に係る知的財産権の取扱いに関する基本的事項を定め、もって学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程で「特許権等の知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権。但し、本学広報に関わる商標権については別に定める。
- (2) 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権。
- (3) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの。
- (4) 外国においてこれらの権利に相当する権利。
- (5) 「公立大学法人横浜市立大学研究成果有体物取扱規程」第 2 条第 1 号で定められている成果有体物。

2 この規程で「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権の対象となる発明。
- (2) 実用新案権の対象となる考案。
- (3) 意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となる意匠、商標、半導体集積回路の回路配置及び著作物。但し、本学広報に関わる商標権の対象となる商標については別に定める。
- (4) 育成者権の対象となる育成。
- (5) ノウハウを使用する権利の対象となる案出。
- (6) 外国においてこれらに相当するもの。

3 この規程で「職務発明」とは、次の各号に基づく発明等をいう。

- (1) 本学の管理する研究資金又は研究設備を用いて行った研究の結果生じたもの。
- (2) 前号に掲げる研究資金又は研究設備を用いない場合であっても、その発明等をするに至った行為が本学における教職員等の現在又は過去の職務に属する発明等と認められるもの。

4 この規程で「教職員等」とは、本学の教職員、本学と契約関係にある研究員、学生等をいう。但し、学生等については、この規程の適用を受けることを合意している者に限る。

### (発明等の届出)

第 3 条 教職員等は、発明等を行ったときは、発明届出書（第 1 号様式）等により理

事長に速やかに届出なければならない。

(権利の帰属の決定)

第4条 本学は、届出のあった発明等について、研究・产学連携推進センター（以下、「センター」という。）で職務発明に該当する発明等であるか否か及び本学が当該発明等に係る特許等の知的財産権を受ける権利を承継するか否かおよび承継した場合の権利の取扱いについての審議及び決定を速やかに行い、当該教職員等に通知するものとする。

(権利の帰属)

第5条 教職員等は、本学が当該「職務発明」に係る特許等の知的財産権を受ける権利を承継すると決定したときは、当該権利を本学に譲渡するものとする。

(譲渡証書等の提出)

第6条 教職員等は、前条により特許等の知的財産権を受ける権利を本学に譲渡する時は、速やかに、本学に譲渡証書（第2号様式）及び関係書類を提出するものとする。

(不服の申立)

第7条 教職員等は、第4条の通知に対し不服の場合は、センターに異議を申立て審議を求めることができるものとする。

(任意譲渡)

第8条 教職員等は、本学に対し教職員等が所持している特許等の知的財産権および知的財産権を受ける権利の譲渡を任意譲渡証書（第3号様式）により申し出ることができる。

2 本学が前項により申し出のあった特許等の知的財産権及び知的財産権を受ける権利を承継するか否かの決定の手続きは第4条を準用する。

3 前項により、本学に対し教職員等が所持している特許等の知的財産権および知的財産権を受ける権利を譲渡する場合の手続きについては、前第6条を準用する。

(譲受および登録時補償金の支払い)

第9条 本学は第5条による権利の承継をし、かつ、出願した場合、当該教職員に別途定める譲受補償金を支払うものとする。又第5条により本学に承継された特許等の知的財産権を受ける権利が登録になった場合、当該教職員に別途定める登録時補償金を支払うものとする。

2 本学が第8条による権利の承継をした場合の手続きについては、前項を準用する。

(実施補償金等の支払い)

第10条 本学は本学に承継された特許等の知的財産権の実施、実施許諾、権利の譲渡等により収入を得た時は別途定める配分により当該教職員等に対し実施補償金等を支払うものとする。

(秘密の保持等)

第11条 教職員等の発明等の取扱いに関する業務に携わる者は、その業務を迅速に処理するとともに、発明等の内容その他に関する事項について秘密を守らなければならない。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 18 日から施行する。